

処遇改善加算の情報公表（見える化要件）

令和6年度より、介護職員の処遇改善を目的とした新制度が決定しました。この新制度は、介護報酬の枠組み内で、介護職員の待遇向上を図るための加算制度を一新するものです。

従来の3種類の加算である、

- ①「介護職員処遇改善加算/福祉・介護職員等処遇改善加算」
- ②「介護職員等特定処遇改善加算/福祉・介護職員等特定処遇改善加算」
- ③「介護職員等ベースアップ等支援加算/福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」

につきましては、令和6年6月から「**介護職員等処遇改善加算**」へと統合され一本化されます。

令和6年6月より当法人におきましては、地域密着型通所介護（介護保険サービス）で「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を算定することになりました。

当該加算を算定するにあたり、当事業所における処遇改善に関する取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

処遇改善に関する具体的な取り組み

入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を所得しようとする者に対する各痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員へ転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受講可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のITC活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働き外の醸成	利用者本位のケア方針などの介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意などの情報を共有する機会の提供

令和6年4月1日